

令和 7 年度

新型コロナウイルス感染症予防接種のお知らせ

新型コロナウイルス感染症は、発熱・咽頭痛・咳を中心とした症状呼吸器感染症です。季節を問わず流行を繰り返し、罹患後症状(いわゆる後遺症)が生じることもあり、今なお健康に対して大きな影響を与える感染症です。基礎疾患がある場合や、高齢者での重症化(入院)率が高く、ワクチン接種によって重症化(入院)予防効果があることが確認されています。

1. 接種対象者

瑞穂市に住民登録のあるかたで、次の(1)(2)いずれかに該当するかた

(1)接種当日に、満65歳以上のかた(昭和36年3月31日以前に生まれたかた)

(2)接種当日に、満60歳以上65歳未満(昭和35年10月1日～昭和41年3月31日生まれのかた)で心臓・じん臓・または呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障害者手帳1級相当)のあるかた

注意

(1)のかたで、満65歳に達する前に接種した場合は任意接種(全額自己負担)となります。また、昭和36年3月生まれのかたは、接種期間が1日～1か月未満と限られますが、ご了承ください。

2. 接種期間 令和 7 年10月1日(水)～令和 8 年3月31日(火)

※接種時期についてはかかりつけ医とご相談ください

3. 持ち物 (1) 予診票 (問診等記入後、切り離さずに医療機関へお持ちください)

(2) 自己負担金 **4,700円** (生活保護のかたは無料)

※国の助成終了に伴い、昨年度から金額が変更されました

4. 実施医療機関

① 市内指定医療機関(別紙参照)

② 岐阜県広域化予防接種協力医療機関

※①・②以外の医療機関で接種の場合は、事前の手続きが必要です。必ず接種を受ける前に健康推進課までご連絡ください。

5. 注意点

- ・この予防接種は義務ではありません。接種を受けるご本人の希望が確認できる場合に限り接種できます。予診票への本人自署が難しい場合、代筆者のかたは慎重にご本人の意思確認のうえ代筆をお願いします。
- ・瑞穂市から転出すると、瑞穂市が実施する新型コロナウイルス感染症予防接種を受けることはできません。

6. その他

- ・医師が認める場合、インフルエンザワクチンなど他の予防接種と同時接種が可能です。(インフルエンザ予防接種など他の高齢者向けの定期予防接種を希望するかたで、予診票がお手元にならない場合は、必ず接種前に健康推進課までご連絡ください。)

【必ず裏面もご覧ください】

新型コロナウイルス感染症予防接種の説明書

新型コロナワクチン接種には、発症予防や重症化(入院)予防の効果があることが国内外の複数の報告で確認されています。なお、今までに感染したことがあっても再感染する可能性はあり、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも確認されています。さらに、重症化(入院)予防効果は、発症予防効果より高いことが確認されています。

2025/2026 秋冬シーズン用の新型コロナウイルス感染症ワクチンの抗原構成は、オミクロン株 JN.1 系統 LP. 8.1 株に対応しています。RNA ワクチンや不活化ワクチンなど複数の種類のワクチンがあり、用法用量等にも違いがあります。また、医療機関によって取り扱うワクチンも異なりますので、直接医療機関へお尋ねください。ワクチンの詳細につきましては、ワクチンが発売され次第、順次市のホームページに掲載しますので、事前にご確認のうえ接種してください。

瑞穂市ホームページ
「新型コロナワクチン接種について」



URL : <https://www.city.mizuho.lg.jp/11607.htm>

1. 予防接種を受けることができないかた

- 体温が37.5℃以上の発熱があるかた
 - 重い急性疾患にかかっているかた
 - ワクチンの成分に対し重度の過敏症(※1)の既往歴のあるかた
 - 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人
- (※1) アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。前回までの接種でこれらの症状が認められた人は、同一の成分を含むワクチンを用いた追加接種を受けることはできません。

2. 予防接種を受ける際に医師との相談が必要なかた

- 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のあるかた
 - 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいるかた
 - 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のあるかた
 - 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでたかた
 - 過去にけいれんを起こしたことがあるかた
 - 本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがあるかた
- 過去に薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことがあるかたは、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

3. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ワクチンの接種を受けた後、15分以上(過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがあるかたや、気分が悪くなったり、失神等を起こしたりしたことがあるかたは30分以上)、接種を受けた施設で待機し、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- 接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。また、接種後に体調が悪い時は無理をせず、入浴は控える等、様子を見るようにしてください。
- 接種当日の激しい運動や過度の飲酒等は控えてください。

4. 予防接種の副反応

接種後に接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されていますが、ほとんどが軽度または中等度であり、現時点で得られている情報からは安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。なお、国内において重篤な副反応としてアナフィラキシーが報告されており、接種後15～30分はその場で健康観察をすること並びに接種後数日の間に胸痛、息切れ、ぐったりするなどの症状があった場合は医療機関の受診が必要です。

【予防接種健康被害救済制度について】

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が、極めて稀ではあるものの避けることができないことから、救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

<問い合わせ先>

瑞穂市役所 健康推進課 電話:327-8611